様式第２号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年　　月　　日

　蔵王町長　村　上　英　人　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　法人・団体住所

　　　　　　　　　　　　　　　　法人・団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　蔵王町憩いの家の指定管理の募集に係る申込書類について、下記のとおり

　　申し立てます。

記

　□　以下の事項のいずれにも該当しない。

　　（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項

　　　　　を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制

　　　　　限されている者

　　（２）　指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第９２条の２、同法

　　　　　第１４２条（同条を準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に

　　　　　抵触することとなる者

　□　国税及び地方税の納税義務がない

　　（理由）

　※該当する項目に✓点を記入すること。

〈地方自治法施行令〉

第百六十七条の四

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

〈地方自治法〉

第九十二条の二　普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第百四十二条　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第百八十条の五

⑥　普通地方公共団体の委員会の委員(教育委員会にあつては、教育長及び委員)又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。